

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例について

1 背景・経緯

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令和2年4月1日から、特別職及び臨時的任用の任用要件が厳格化されるとともに、労働者性の高い非常勤職員に対して、守秘義務などの服務規律を適用するとともに、期末手当を支給可能とするため、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されます。

また、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく臨時的任用は、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」において、「緊急のとき」、「臨時の職に関するとき」、「採用候補者名簿や昇任候補者名簿がないとき」に可能となります。

この法改正にあわせて、臨時的任用の休暇制度等について整理を行うため、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

臨時的任用職員についての項目を加え、長期勤続を前提とした職員に与えることができるリフレッシュ休暇を除き、常勤職員と同様の特別休暇を承認できることとします。

3 施行期日

令和2年4月1日

《 参考 》

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成
12年港区教育委員会規則第7号）抜粋

（リフレッシュ休暇）

第二十九条 リフレッシュ休暇は、職業生活における一定の時期に心身の活力
を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資
するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 リフレッシュ休暇は、次の各号に掲げる年齢に達した職員に対し、当該年
齢に達した日が属する年度の翌年度において、日を単位として、当該各号に
定める日数の範囲内で承認する。

一 満五十三歳に達した者 引き続く三日

二 満四十三歳に達した者 引き続く二日

3 （略）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診時間、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>二 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診時間、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診時間、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(後略)

付則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(後略)